

錦野球スポーツ少年団規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本団は、錦野球スポーツ少年団（以下「本団」という。）と称する。

2 本団の円滑な運営を行うための規約を定めるものとする。

(目的)

第2条 本団の目的は、以下のものとする。

- 1 野球を通じてあらゆるルールを尊重できるスポーツマンの素養と、健康で、明るく、心身ともにたくましい子どもたちを育成する。
- 2 本団は、子どもから高齢者まで、地域に住むすべての住民と一緒に参加できる、地域に根ざし、地域に開かれ、地域から認められる活動を展開し、地域社会の発展に寄与する。
- 3 以上の目的のために、子ども、親、指導者、地域とのコミュニケーションを緊密にとりながら、公平で民主的なチーム運営に努める。

(活動)

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1)本団の運営及び維持改善に関すること

(2)本団の練習及び対外試合に関すること

(3)その他本団の目的達成に必要な事業に関すること

(日本体育協会日本スポーツ少年団への登録)

第4条 毎年、財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団に登録する。これは一個人が運営する私的団体とは異なり、日本スポーツ少年団の目的に従った公的団体・公的活動であることを宣言するものである。

第2章 団員

(構成)

第5条 本団は、野球を愛好する小学生で保護者の賛同を得た者、及びその保護者、並びに本団の活動に賛同し協力する指導者をもって構成する。

(入会手続)

第6条 本団に入団しようとする小学生は、別に定める申込書に、別に定める入会金を添えて申し込むものとする。

2 申込書の記述事項に変更が生じたときは、速やかに届けなければならない。

(団員の責務)

第7条 団員は、本団の活動に際しては、本団の規約及び「錦の誓い10か条」等を遵守するとともに、指導者の指示に従わなければならない。

2 団員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

3 団員は、活動を行うとき、その活動に適した健康状態で行うこと。

(練習)

第8条 練習は、監督及びコーチ（以下「指導者」という。）が計画を立て、全保護者団員及び指導者の下に行うものとする。

(事故の責任)

第9条 団員は、本団の活動に際しては、指導者の指示に従い、自己の責任において行動

するものとする。

2 前項に違反して行動した結果において、盗難、傷害等の事故が起こった場合は、本団及び部長、指導者に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(退会)

策 10 条 本団は、本団の定める規約等を遵守しない団員を、退会させることができる。

第 3 章 役員

(役員)

第 11 条 本団に次の役員を置き、総会において団員の互選により決定する。

- | | |
|--------|-----|
| (1)部長 | 1名 |
| (2)副部長 | 若干名 |
| (3)監督 | 1名 |
| (4)コーチ | 若干名 |
| (5)書記 | 若干名 |
| (6)会計 | 若干名 |

2 部長は、本団を代表し、団務を統轄する。

3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 監督、コーチは、団員を指導する。

5 書記は、本団の事務を担当する。

6 会計は、本団の経理を担当する。

(事務所)

第 12 条 本団の事務所は、部長宅に置く。

(任期)

第 13 条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て解任することができる。

(1)心身の不調等で、その職務に耐えられないと認められるとき。

(2)役員として相応しくない行為があったと認められるとき。

(監督、コーチ)

第 14 条 指導者は、本団の規約を遵守しなければならない。

2 指導者は、無限の可能性を持っている団員の人権を尊重しながら、団員の心身の健全な育成に努めなければならない。

2 指導者は、常に創意と工夫を重ね、効率的かつ効果的な練習、試合を心がけるとともに、野球技術、指導法、健康管理、事故防止等に関する情報収集や研究するなどして、自己研鑽に努めなければならない。

3 指導者は、常に自身の心身の鍛錬に心がけ、団員から尊敬され、目標となるような人格の向上に努めなければならない。

(顧問、参与)

第 15 条 本会には、顧問、参与等を置くことができる。

2 顧問、参与等は、総会において推挙あるいは解任することができる。

3 顧問、参与等は、総会における議決権は持たない。

第 4 章 会議

(総会)

第 16 条 総会は、本団の最高議決機関であり、全保護者団員をもって構成する。

2 総会は、年 1 回部長が招集し、部長が議長となる。また、3分の1以上の団員の開催請求があるか、部長が必要と認めた時は、臨時に招集することができる。

3 総会は、団員の父母の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。また、総会の議事は、出席者の過半数で決する。ただし、本団の規約の改廃や役員解任など重要案件は3分の2以上の賛成で決することとする。

- 4 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 本団の規約の改廃に関する事。(2 / 3 以上)
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 役員を選任に関する事。
 - (5) その他、本団運営に係る重要な事項に関する事。

(役員会)

第 17 条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、随時開催するものとし、部長が招集する。

第 5 章 会計

(団費)

第 18 条 本団は、入会金、部費、補助金、寄付金等により運営するものとする。

(部費)

第 19 条 入会金は 2,000 円、部費は団員一人当たり毎月 3,000 円、活動費として年 2 回(4 月と 10 月) 2,000 円、ユニフォーム代は入会時 2,000 円とする。

2 団費が不足した場合には、役員会での承認を経て、適正な額を徴収する。

(会計年度)

第 20 条 本団の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり、翌年の 7 月 31 日に終る。

2 決算は、会計監査の審査を経て、総会で報告されなければならない。

第 6 章 補則

(後援事業)

第 21 条 本団は、親睦を深めるため、レクリエーション等の行事を計画、実行するものとする。

2 行事計画は総会で決定し、詳細については役員会で企画し、全団員の協力を得て実施するものとする。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか必要な事項については、役員会を経て、部長がその都度決定する。

(解散)

第 23 条 本団の解散は、総会において 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 18 年 7 月 9 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 7 月 8 日から施行する。

錦の誓い 10 か条

子ども篇

1. 僕たちは、失敗を恐れず、思いっきりプレーします。
2. 僕たちは、ルールを守り、仲間を大切にします。
3. 僕たちは、指導者や保護者の指示に従います。
4. 僕たちは、目標を持ち、自分で考え努力します。
5. 僕たちは、感謝の気持ちを態度で表します。

指導者・保護者篇

6. 子どもの成長している部分や長所を認め、励まし、意欲を引き出します。
7. 子どもと同じ視線に立ち、同じグラウンドで、同じ汗をかきます。
8. 目先の勝利や結果より大切なことをたくさんたくさん教えます。
9. 野球に関する情報収集や研究をして、自己研鑽に努めます。
10. 子どもたちの手本となるよう、信頼に満ち溢れた大人のチームワークを築きます。